

朝鮮戦争以前におけるアメリカの日本再軍備構想（二・完）

増田弘

- 一、はじめに
- 二、日本再軍備構想の始動段階……一九四八年
 - 1、ロイヤルの日本再軍備構想
 - 2、ケナンとNSC一三
 - 3、マッカーサーの抵抗
- 三、日本再軍備構想の修正段階……一九四九年
 - 1、JCSの介入とNSC四四
 - 2、国務省の介入とNSC四九
 - 3、再軍備計画をめぐる国務省と国防省・JCS間の対立……（七二巻四号）
- 四、日本再軍備構想の実施段階……一九五〇年
 - 1、平和条約をめぐる国務省と国防省・JCS間の対立
 - 2、ダレスの介入と調停
 - 3、朝鮮戦争の勃発と日本再軍備の開始
- 五、おわりに……（以上本号）

四、日本再軍備構想の実施段階……一九五〇年

1、平和条約をめぐる国務省と国防省・JCS間の対立

前述したとおり、国務省は一九四九年一〇月段階で国防省（JCSも含めて）側に対してNSC四九／一を提出したことに、両省間の対立は鮮明となった。以降、両省はそれぞれの立場から日本再軍備の可能性について模索していく。

まず国務省であるが、国務長官特別補佐官のハワード（John B. Howard）がこの原案作りの担い手となり、それをバタウォース、ラスクが修正するとの政策形成過程となった。すでに夏頃より国務省内では講和問題に関する検討が始まっていたが、⁽¹⁾ハワードはこの部内討議をも踏まえながら、十一月、「日本軍の復活（Reactivation of Japanese Armed Forces）」に関する国務省の立場について次のような報告をまとめた。⁽²⁾

第一に、平和条約では日本軍の復活を認める条文を挿入すべきではないが、将来のいずれかに条約の安全保障規定を全般的に見直すべきである。第二に、その場合、米軍の削減ないし撤退に伴う戦争の緊急性はどうであるのか、日本が引き続き西側指向を選択するか否か、軍事力放棄という日本人の願望はどうか、友邦国が日本の再軍備を支持するか否かといった観点から考慮されるべきである。第三に、現在の状況は、日本の再軍備に否定的であるが、われわれにとって日本再軍備が最大の利益となる時期が到来したら、日本軍の復活を容易とする機会が広く残されるべきである。

ところが、その最中に対日平和条約に関する機密がAP通信社によってリークされたため、ハワードをあわてさせた。彼は陸軍省側からリークされた可能性を指摘して、ジョンソン国防長官が直々に漏洩者を厳重処分とするようバタウォースに要請した。⁽³⁾

結局彼の見解は、一月九日、「日本軍の復活に関する國務省の立場」と題して以下のようにまとめられた。⁽⁴⁾

日本がソ連の勢力圏に陥らないように、必要とあらば、日本を再軍備させることによって自己防衛させねばならないとの戦略的概念が、日本再軍備の主要論拠となっている。

1、もし平和条約が日本の軍勢力保持を認めずに調印されるなら、上記のような戦略的概念上、在日米軍四個師団を日本に継続駐留させねばならない。ただしアメリカはそれを認めるだけの余裕はない。もし日本の防衛的軍勢力が復活するならば、太平洋におけるわれわれの安全保障の立場を基本的に変更せずに米軍を日本から撤退できる。日本の軍隊は全面戦争が起こった場合、価値ある存在となる。

2、平和条約が発効すれば、アメリカ青年を日本から帰国させるべきだと世論の圧力により在日米軍の削減は不可避となる。アメリカ世論はアメリカ青年が日本防衛のために用いられるべきであるといった安全保障取り決めに支持しないだろう。

3、日本の軍隊を訓練するには多くの時間を必要とするため、アメリカは日本の再軍備に躊躇すべきではない。将来に困難な事態が生じた場合、条約の武装化禁止規定は軍勢力の保有を認める規定へと変更されるかもしれない。

4、条約における日本の軍勢力禁止規定は、ドイツとの平和条約に好ましくない前例となり、ドイツの人的資源を使用できなくなるかもしれない。

「上記の論拠に関する是非」

1（「是とする論拠」） ソ連との戦争が切迫していると仮定すれば、西側寄りの日本の軍勢力はきわめて価値があり、しかも日本の軍勢力の復活はアメリカの直接目的となることは明白である。したがって、もし平和条約が日本の再軍備を認めないならば、アメリカは安全保障問題で苦慮するだろう。……復活した日本軍がソ連による攻撃に対して自国を十分防衛できるかは疑問であるが、もしヨーロッパで戦争が起こり、ソ連との全面戦争となった場合には、その程度の軍勢力でも日本を防衛するのに十分役立つかもしれない。

2 (「非とする論拠」)

戦争は現在切迫していないとの仮定に立てば、長期的に日本の西側指向は、日本軍の再建以上に、アメリカの安全保障にとって重要となる。概ね日本再軍備は次のような理由から日本の西側指向に逆効果をもたらすだろう。

a 非軍事化を心底支持してきた日本人を失望させ、アメリカの対日政策はアメリカの戦略的思考によってのみ支配されているとの心情をもたらすであろう。その結果、日本に対するアメリカの影響が弱まり、民主主義の原則の影響も弱まる。

b 日本の再軍備は日本の憲法改正を要求する。……もし JCS が日本は平和条約において軍事力保持を認められるべきであるとの立場を採るなら、それは、平和条約の交渉以前に「日本の経済的、心理的、政治的安定を優先的に確保するものとし、また日本の民主主義化と西側指向を確実とする」ことを指針とする NSC 四九文書と矛盾することになる。国務省は、平和条約の締結は日本の西側指向に貢献すると確信するため、JCS によって論及されている安全対策(保証措置)の方が日本の軍事力保有の承認よりも優先されることが重要であると確信する。日本軍の復活を提案するならば、JCS が提起している安全対策を完全に無視することになる。(以下、略)

以上のように、将来における日本再軍備の必要性を認めながらも、平和条約への再軍備規定の挿入に関しては否定的見解を提示したのである。

他方ハワードは、JCS と国防省の立場ばかりでなく、マッカーサーの言動についても留意せざるをえなかった。彼は、「JCS と国防省の最終的立場に論及するのは早すぎるが、軍事的観点から平和条約で日本再軍備を承認するよう強い圧力がかかることは明らかである。そのため、JCS と国防長官が態度を固める以前に、国務省の立場を彼らに知らしめることが重要である」との対応策を提起すると同時に、マッカーサーの見解、すなわち「日本は国連の諸大国によって保証された中立的地位を守るべきである」との見解は国務省の基本的考え方と

一致しないため、「アメリカは日本の独立と統一を公式に保証すべきであり、日本が攻撃された場合に日本を守るとのアメリカの意図は、米軍の駐留により絶対となる」との国務省の見解へ誘導する必要性を唱えた。⁽⁵⁾ それ以外にも、彼は同盟国イギリスと上記のような論点について協議し、整合させる必要があった。⁽⁶⁾

様々な検討の末、⁽⁷⁾ 十一月五日、ハワードとバターウォース連名の国務長官宛覚書（主題「日本軍の復活」）が出来上がった。⁽⁸⁾ それは以下のような長文であった。

「決定されるべき政策」

決定されるべき政策とは、国務長官が対日平和条約において日本軍の復活を是認できない理由を現時点で国防長官にコメントすべきか否かということである。

「討議」

国務省の要請で、国防省は対日平和条約に付随するアメリカの安全保障要件に関して積極的に検討しつつある。……もし今国務長官が国防省関係者に対して、平和条約では日本軍の復活を是認できない理由を提示するならば、講和後の日本におけるアメリカの安全保障要件に関する国防省の決定は米軍基地とか米軍といった他の争点に焦点が移るだろう。他方、国防省が国務長官の提示した理由に対して、アメリカの安全保障のために平和条約では日本の再軍備を承認するべきだと決定するならば、国務・国防両長官はその可能性について直ちに協議すべきである。

マッカーサーはすでに国防省に対して日本軍の復活に強く反対を表明している。日本の安全保障に関する解決策として、マッカーサーは大国による日本の非軍事化と中立化を唱えているが、彼はこれが本国に受容されないことを理解している。実際彼は、日本の米軍基地と限定的な米軍が講和以後も存在することを唱道している。

それでも国防省内には日本の再軍備を強く支持する者がおり、実務者レベルでの文書では、平和条約は日本軍の復活を認めるべきだと勧告している。ただしまだJCSと国防長官レベルには達していない。……一度平和条約が発効すれば、アメリカ世論から米國青年を帰国させろ、日本を日本人により防衛させろとの圧力が加わり、在日米軍を削減する

ことになるだろう。……日本軍の復活は、平和条約交渉の以前に「日本の経済的、心理的、政治的安定を優先的に確保するものにし、また日本の民主主義と西側指向を確実にする」とのNSC四九、つまりJCSの見解と相矛盾する。国務省は平和条約の締結は日本の西側指向をより強化させると確信するため、前記のJCSが唱える安全保障措置が、日本に軍事力保有を認める以前に、実施されることが重要であると確信する。日本軍復活の提案は、JCSの唱える安全対策を完全に無視することになる。

「勸告」

国務長官は、平和条約での日本軍復活の承認問題に関して、国防省側に下記の非公式の付属文書を自己の見解として提出することを承認すべきである。

付属文書「日本軍の復活に関する国務省の立場」

この覚書は、日本軍の復活を平和条約で認めることが実現不可能と見なす国務省の論拠を提示することにより、平和条約以後の日本に関するアメリカの安全保障要件の決定を促すために、国防省に提出される。

この覚書は以下を前提としている。①対日平和条約は、アメリカの安全保障を十分に供与しているとの仮定に立ち、直ちに交渉に入るべきである。②日本は国内治安を維持する目的で沿岸警備隊を含む十分装備された警察軍(constabulary)を維持することを許されるべきである。③国防省は調査の結果、アメリカの安全保障にとって在日米軍基地と在日米軍が条約以後も必要であると決定している。

国務省は、政治的に日本軍の復活を平和条約では承認できないという立場にある。現在日本軍の復活を肯定する決定は何ら為されていないし将来もない。同時に、アメリカは日本軍の復活を将来排除すべきでもない。したがって、平和条約では引き続き日本の非軍事化を直視すべきである。この立場を取る主な理由は次のとおり。

1、現在の冷戦状況下、対日条約の安全保障面に関するアメリカの主要目的は、ソ連による武力攻撃に対する軍事的防衛手段をどうするかというよりも、むしろ戦争勃発の防止にある。防止こそ講和条約以後にもっとも完璧に達成され

るべきことである。

2、日本に関するアメリカの援助や役割等は、一方で前記1の目的の達成と、強力な警察隊の維持に集中されるべきであり、他方で長期的に日本の親米的指向を継続させることに影響を及ぼすような経済的かつ社会的発展に集中されるべきである。

3、日本の再軍備は、憲法（戦争放棄条項）と軍事力に関する決定を日本に促すことになる。ただしその決定について日本側を圧迫しないことが重要である。日本人が憲法を自主的に改訂する意思を表明しない限り、平和条約で日本の再軍備を認めることはアメリカの戦略的軍事的な利益を増大させるとの目的にとってマイナスであろう。

4、日本軍を復活させるとの決定は、日本が親米的であり続ける、少なくとも敵対的にならないとの十分な確信なしに為されてはならない。もし日本が敵対的になれば、日本のいかなる軍事力も潜在的軍需産業もソ連および共産中国の戦争能力を増大させる。

5、目下提案されている日本軍の復活は、現在にせよ将来にせよ、日本の戦争放棄およびアメリカの占領政策との間に鋭い亀裂を生じる。その結果、日本人の対米信頼を揺るがし、アメリカの対日影響力を弱め、日本国内の共産主義者の影響力を増す。

6、日本再軍備の提案は、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、その他の連合国から警告を受けよう。彼らは国家主義的、侵略主義的な日本の復活を恐れている。またフランスなどヨーロッパ諸国もそれがドイツ軍の復活に波及することを考慮している。日本の平和と安全上、国連が十分な責務を果たせない場合、米軍が日本に継続駐留するとの立場から、親米的な同盟国の十分な協力を保持することが望ましい。

要するにハワード・バタウオース案は、NSC四九／一の路線に沿って、日本の親米化指向を再軍備自体よりも重視し、むしろ占領軍の継続駐留によって日本の安全を確保する方針を示していた。そのため、日本再軍備を平和条約に挿入せずに早期講和を実現し、在日米軍の継続駐留に関する条約を別個に日本と締結するとの方策

を提起していたのである。またロイヤル陸軍長官がかつて警察軍の創設は憲法違反となると解釈していたにもかかわらず、ここでは憲法問題に何ら論及せず、国内治安用として「警察軍」を位置づける変化をみせていた。

では国防省やJCS側の動向はどうであったのか。まずドレイパーに代わって八月に陸軍次官に昇格したボーヒーズ (Tracy S. Voorhes) は、先のNSC四九の基本線に沿って、対日平和条約の締結に反対を唱えた。彼は一月二四日の陸軍大学における講演で、アメリカが受諾できる平和条約は、とてもソ連の容れるところとならないだろうから、現時点で条約に反対であると言明した。そして彼はマッカーサーの支持を取り付けるため、二月一日に東京へ旅立った。しかし彼はマッカーサーから支持を得られなかった。マッカーサーは、ソ連は日本が反ソ基地として利用されるのを恐れているだけであるので、うまく交渉すれば平和条約についてソ連の同意を得られるはずだと述べたのである。それでもボーヒーズの帰国後、彼が以前JSSC (合同戦略検討委員会) に提出していた報告がJCSで検討され、二三日に承認された。その骨子とは、対日平和条約は、第一に日本における米軍の駐留権や沖縄に対する排他的な統治権などの戦略的要件、第二に平和会議への中ソ両国の参加という二つの条件を充たさねばならないが、それらは相容れないものであるから平和交渉は「時期尚早」である、というものであった。⁽⁹⁾

また前日の二二日、ブラッドレーJCS議長は国防長官へ「対日平和条約」と題する覚書を送付し、「JCSは対日平和条約が時期尚早であるとの見解を再確認した」旨を伝達した。そして二三日、ジョンソン国防長官はこのブラッドレーの覚書をアチソン国務長官へ送り、JCSに同調する姿勢を示した。⁽¹⁰⁾ このように国防省とJCSは、早期講和に反対し、占領状態を継続することにより、日本での軍事基地の自由使用などの特権を長期に確保しようとする点で歩調を揃えたのである。なおこのJCS文書は、二七日、NSC六〇となった。⁽¹¹⁾

このJCS覚書に対しては、アチソン長官以下の国務省ばかりでなく、トルーマン大統領もマッカーサーも反

対であった。トルーマンは二九日のNSC会議で、「早期講和」の方針を示してアチソンの立場を支持する発言をした。またマッカーサーは翌一九五〇年一月一二日にジェサップ (Philip C. Jessup) 無任所大使に対して、彼ら (JCS) はアジアでの問題をまったく理解していない、JCSの決定はジョンソン国防長官の見解をブラッドレーが代弁したものであろう」と今回の決定を厳しく批判した。⁽¹²⁾そこで一月末、ブラッドレー率いるJCSの一行が東京に飛び、マッカーサーとの会談に臨んだが、結局物別れに終わった。次いで二月から三月にかけて、ボーヒーズがマッカーサーとJCS双方の見解を折衷した案を提示したが、アチソンには了解できるものではなかった。⁽¹³⁾

四月、国務省内では対日平和条約と二国間の安全保障協定に関する草案がハワードの手でまとめられた。一九日に策定された「日本との安全保障協定」は、のちに締結される日米安保条約と比較すると、次のとおりきわめて寛大な内容であった。⁽¹⁴⁾

両国は国連憲章を尊重し、平和的手段により両国間の国際紛争を解決して武力行使を差し控える（第一項）。日本が侵略された場合、当事国（アメリカ）は単独ないし他国と協調して直ちに日本の防衛を支援する、また日本の戦争放棄および武力行使に関する憲法の条項に関係諸国は留意し、日本の（基地）施設使用に関する協定の締結に同意する（第三項）。日本の安全保障が脅かされる場合、両国は随時協議する（第四項）、他国からの侵略に対して取られた措置や結果は直ちに国連安全保障理事会へ報告され、そこでの必要措置が取られれば、いかなる自衛手段も終了する（第五項）。協定期限を二〇年間とする（第六項）。

はたして四月二四日に行われたアチソン、ジョンソン両長官とJCS間の会議では、激論となり、三者間の対立回避の努力は失敗に終わった。アチソンは、軍隊を日本に配置する権利と、もし必要ならば日本国内を自由に移動できる権利を支持することによって、JCSの安全保障上の要求を満たそうとした。また共産圏の調印問題

については、将来のソ連の行動は法律的な要件よりもむしろ米ソ間の政治的関係や力関係によって誘発されるであろうと主張した。これに対して軍部は、國務省側文書の「早期平和条約」の「早期」の削除を要求し、中ソ両国抜ききの条約に反対した。すでにアチソンにとって、ジョンソンこそが手強い障害となっていた。國務・国防両省間の関係は、ジョンソンの短い在任期間中（一九四九年三月～一九五〇年九月）に、急速に悪化していた。しかしアチソンとしては、ジョンソンと公けに対立することは、日本との講和の可能性を無にするに等しかった。⁽¹⁵⁾

このような難局からの打開策として浮上するのが、ダレスの抜擢であった。

2、ダレスの介入と調停

四月六日、ダレスはトルーマンによって國務省顧問に任命された。ダレスは長年にわたり野党共和党の外交指南役を務めており、影の國務長官と目された人物であった。彼の起用は、既述のような國務省と国防省・JCS間の分裂を回避する目的と同時に、議会に多数を占めないトルーマン政権にとって与野党間の超党派外交を展開できる利点があった。アチソン自身はダレスを嫌っていたが、彼を任命せよとの圧力に屈せざるを得なかった。こうしてダレスは國務省顧問に任命され、五月一八日には対日講和問題の責任者にも指名される。⁽¹⁶⁾

他方、日本国内では、アメリカにおいて対日講和問題が再浮上したことを受けて、一九五〇年の初頭以降、講和論争が起こった。アメリカ陣営のみを対象とする単独講和（片面講和）か、それともソ連陣営を含むすべての戦争当事国との全面講和かをめぐる一大論争であった。周知のとおり、吉田政権と与党の自由党や民主党は前者を強調したのに対して、野党の社会党や共産党、あるいは労働組合や進歩的知識人らは後者の全面講和論を展開し、さらに日本の中立、日本からの米軍撤退や米軍基地の撤収を主唱した。

そこで四月末から五月にかけて、吉田首相は腹心の池田勇人蔵相をワシントンへ派遣し、自己の講和および安

全保障問題等に関する所見を伝えさせた。五月三日、最高司令官財政顧問兼陸軍次官財務顧問の肩書きを有するドッジに会見した池田は、まず平和条約問題を切り出し、早期講和の必要性を説いた。彼は、日本における反対勢力はアメリカとの安全保障条約と在日米軍基地に激しく反対していると述べ、また吉田の指示に従って、アメリカの信頼性に対する日本側の懸念を表明した。すなわち、「アメリカにとって日本は必要ではない、という一九四九年二月のロイヤル陸軍長官の発言を日本人は忘れていない。この事實は、台湾を放棄したアメリカ政府の公式発言によってさらに強められた」と。そして肝心の日本の安全保障問題に関しては、大多数の国々と「可能な限り早期の講和」を結ぶことと、もし必要ならば日本政府は米軍の日本駐留を公的に要請してもよいと提言し、それは日本国憲法に違反しないと注釈した。⁽¹⁷⁾

要するに、吉田の個人的メッセージは、脅迫と提案と譲歩とを巧妙かつ注意深く組み合わせたものであり、平和条約に反対するアメリカ軍部に対しては、講和後も駐留が可能となるような法的根拠を提示することで説得しようとした。つまり吉田は、戦略上の懸念が軍部の講和反対論の根底にあると考え、講和によって在日米軍の地位は脅かされるものではないことを軍首脳に保証しようとしたのである。⁽¹⁸⁾

このような吉田の見解（単独講和を希望する、日本から米占領軍の日本駐留を申し出ても良い、それは憲法に違反しない）は、ドッジからバターウォース國務次官補を経てダレスへと伝わり、六月の彼の初来日を促すこととなる。さてダレスは、顧問に就任した翌日の四月七日、バターウォースとハワードをニューヨークへ呼び寄せ、講和および安全保障協定に関する自己の一般的見解を明らかにした。とくに日本の中立は意味がないこと、在日米軍基地は在イギリス基地とほぼ同質のものと理解していること、北大西洋条約機構（NATO）に匹敵する太平洋条約案については懐疑的であること、日本への攻撃は防衛されるべきであると同時に、日本による攻撃に対して関係国間で相互防衛されるべきこと、またバターウォース・ハワードの安全保障協定案に対しては概ね首肯で

きる旨を言明した。⁽¹⁹⁾

ダレスの了解を得て、六月一日付のハワードの作成文書、草案「日本との安全保障協定」は先の四月一九日案を踏襲しつつ、次のように整理された。⁽²⁰⁾

日本と関係国は、相互の領土的保全・政治的独立・安全を尊重することに同意し、日本と他国間の紛争は、国連憲章で謳われた平和的手段により解決する（第一項）。関係国の領土的保全・政治的独立・安全保障が侵略により脅かされた場合、関係国は速やかに個別的あるいは協調的に侵略への防衛を支援する（第二項）。日本への侵略に対しては、関係国は直ちに個別的あるいは協調的に日本の防衛を支援する（「もしソ連と中国が参加しないならば、この条項は挿入できる」とのコメントあり）（第三項）。両国は、第二・第三項に関わる侵略により脅かされた場合、随時協議することと同意する（第四項）。日本の戦争放棄および武力行使に関する憲法の条項について、関係諸国は留意する。SCAPの下で予備軍（furnished forces）をもつ日本と、一国ないし数か国は日本の施設使用に関する協定の締結に同意する（「もしこの協定が軍事的に必要であり政治的に望ましいならば含まれる」とのコメントあり）（第五項）。関係国はさらに五年を経過した時点で協議し、関係国多数の要求により現協定の見直しを勧告する（第六項）。この協定は一〇年間有効とし、以後関係国がその破棄を通告すれば一年後に停止する（「もし日本の基地がアメリカの軍事的要求に適えば、この条項は含まれるだろう」とのコメントあり）（第七項）。

六月六日、ダレスは講和条約に関して初めて覚書を発し、冷戦構造の中で、旧敵国を同盟国へと変質させようとする国務省内の基本方針を肯定した。すなわちダレスは、GHQの役割の縮小、日本の経済発展の支援、賠償の削減、日本の産業や原材料供給に関する諸制限の除去を保証した。反面、日本の「危険な依存心」、つまりアメリカの対日援助が永久に継続されるとか、中国大陸との貿易に踏み切るといった可能性について、彼は「その後の日本を共產主義者の巧みな脅迫にさらすことになるかもしれない」と危惧した。

また国務省と国防省間で議論のわかれる安全保障問題については、「日本政府に対して直接および間接侵略に備えた警察力、警察軍、沿岸警備隊の拡充が促されるべきである。このような拡充はSCAPの監督と協力のもとに実施されるべきである」と従来のワシントンの合意事項を繰り返すに止めた。国務・国防の両省に対するフリーハンドを得ようとしたためであった。在日米軍基地の問題についても、占領軍を段階的に撤退させるという具体的な提案は避け、曖昧にした。実際のところダレスは、講和条約を結びたがらない国防省を支えている戦略的思考を理解できなかったのである。とはいえ、講和条約締結に向けてのダレスの基本的な前提は、アジアにおける「共産主義に対抗し、その侵入を阻止」しようとするアメリカの活動の中心に日本を据えるという点で明快であった。⁽²¹⁾

こうしてダレスは、北東アジア課長のアリソン (John M. Allison) を伴って六月一七日に初来日し、数時間後に韓国へ飛び、二一日に東京に戻った (二七日まで滞在)。

早速ダレスはマッカーサーと会見した。すでにマッカーサーは六月一四日付の覚書において、講和のこれ以上の遅れに反対であり、日本に多くの米軍基地を置くことにも懸念を示し、また再軍備計画に関しても、日本はじめ全アジア諸国に動揺をもたらすと警告し、日本にとってもっとも好ましい現実的な軍事的安全保障条約は「中立」(ただしソ連側に付かせないとの意味)である、と従来の立場を明らかにしていた。⁽²²⁾

他方ダレスは、上記のマッカーサー覚書を六月二二日に見る以前の段階で、「日本の再軍備は不可避である」との結論をすでに出していた。アリソンによれば、ダレスは「ソ連が世界制覇をもくろんでいる」と固く信じており、日本を対象として結ばれたと思われる二月一四日の中ソ友好同盟相互援助条約に神経をとがらせていた。ダレスが日本の再軍備を支持した別の要因としては、アメリカが永久に防衛義務を負うことをアメリカ上院は承認しないだろうと予想していたことや、軍事的に他国に依存してはそこの国の政治的独立は完全なものとはな

らないだろうと彼が考えていたことがあげられる。ただしダレスは、日本の再軍備の必要性を固く信じていても、日本の再軍備のレベルについて具体策を持っていたわけではなかった。たしかに一〇万以上の部隊を好ましいとしていたが、それはダレスの「期待」からであり、専門的な軍事分析に基づくものではなかった。²³⁾

続いてダレスは、マッカーサーと、ほぼ同時期に来日したジョンソン国防長官やブラッドレーらペンタゴン一行とも密かに会談したと思われる。その結果、マッカーサーは基地保有反対論を撤回したばかりでなく、講和後の米軍の日本本土駐留方式を認めるに至った。しかし依然ペンタゴン側はこの内容でも不満であり、マッカーサーとジョンソンの討議にダレスが加わって、さらなる妥協案として六月二三日付のマッカーサー覚書が出来上がった。それはマッカーサーがペンタゴン側の要求にもう一步譲歩して、第一に、「日本の全領域が防衛作戦のための潜在的基地と見なされ、無制限の行動の自由が防衛力を行使するアメリカに与えられる」、第二に、「戦争放棄の日本国憲法の規定にかかわらず、侵略的攻撃の際に日本が自衛の権利をもつことは、不可侵なものとしてここに含まれている」と認めた。これと交換にペンタゴン側は、「早期講和」の点でマッカーサーおよび国務省側に譲歩した。²⁴⁾ここにダレスは対日講和をめぐる国務・国防(JCSも含む)両省間の重要な対立点を解消させたばかりでなく、ワシントンと東京(マッカーサー)間の確執を一部克服するといった大きな政治的仲裁役を果たしたのである。

そしてダレスは二三日に吉田首相と初めて会見した。ダレスは、講和後の日本は戦略的に脆弱になると強調し、日本が防衛上の協定によってのみソ連と中国共産党政権の進出を防止できると繰り返し述べた。これに対する吉田の反応は、基地問題について明言を避けたのみならず、再軍備問題に關してもどっちつかずであった。このような吉田の曖昧さと皮肉にみちた優柔不断とが混在した態度に、会談後のダレスは烈火のごとく怒った。アリソンによれば、彼は、日本の首相は世界情勢の推移を何も知らないといライラしながら述べ、しばらくは怒りが収

まらなかった。吉田だけではなく、ダレスが懇談した日本側指導者の大半が日本の再軍備に強く反対したことも、ダレスを失望させた。⁽²⁵⁾

はたして吉田との会見から二日後、朝鮮戦争が勃発した。そのためダレスは急遽日程を繰り上げ、二七日に帰国せざるをえなかった。まもなくトルーマン政権は、従来の対極東政策を相次いで転換させる決断を下していった。ワシントンに戻ったダレスは、そのような気運の中で、日本との講和後の安全保障協定について国防省の承認を得る仕事に着手した。七月中、ダレスと國務省担当官は「国際平和と安全保障」に関する見通しを示した文書の草案を準備した。この草案はマッカーサーの六月二三日の妥協案に従おうとしたもので、ダレスがアチソンに説明したように、「できるだけ日本人を刺激しない形で、アメリカが望ましいと考える日本の地域にどこでも軍事基地を置く広範な権限をアメリカに与え」ようとしていた。またダレスはジョンソンに対して、この提案は「アメリカの希望どおり、どこにでも、いつまでも、そのくらの部隊数でも日本に駐留させる権利を与える」ものだと説明し、ジョンソンの了解を引き出した。JCSも、朝鮮戦争以来のアジアにおける「驚くべき出来事」によって、日本との単独講和が好ましくなってきたと理解した。⁽²⁶⁾

これまでハワードやバタールウォースらが推進してきた日本に寛大な安全保障協定ばかりか、日本の再軍備に至らない警察力強化という構想は、もはやダレスの意向に沿わないものとなった。ダレスに忌避されたハワードは八月一日付で中東・南アジア・アフリカ局顧問へ転任となった。⁽²⁷⁾代わってアリソンが、ダレスのためにハワード役を果たすこととなった。八月末、アリソンは、國務省提案を兩省が受諾できるように修正するため、マグルーダーら国防省高官との交渉を開始した。その結果、九月七日に日本の安全保障条項に関する最高機密の合同文書がアチソンとジョンソンの両長官によって署名され、翌八日、それはNSC六〇／一⁽²⁸⁾としてNSCと大統領の承認を得たのである。ダレスはついに国防省との戦いに終止符をうち、講和条約交渉へと進める道を切り開いた。

他方でダレスは、朝鮮戦争の結果、ようやく日本人が共産主義の脅威を認識し、「米軍が引き続き日本に駐留し続ける必要性を、以前よりも広範に認める」ようになったことを喜んだ。⁽²⁹⁾

こうしてダレスは、日本国内に米軍基地を設置し、沖縄を本土から切り離し、日本を再軍備させる「单独講和」を日本側に受諾させる第二段階へと入っていくのである。

3、朝鮮戦争の勃発と日本再軍備の開始

ダレス一行が日本滞在中の六月二五日、朝鮮戦争が勃発した。それから二週間後の七月八日、マッカーサーは吉田首相に対し、七万五千名の国家警察予備隊の創設と海上保安庁定員の八千名増加に必要な措置を取ることを許可した。⁽³⁰⁾ここから日本の再軍備が開始されることとなった。

マッカーサーは、前述したとおり、ダレスやジョンソンらに対して米軍基地保有反対論を撤回し、講和後の米軍の日本本土駐留方式を認めるとともに、日本の自衛権保持を肯定するに至ったが、戦争勃発前夜までワシントン側の日本再軍備論には頑として応じていなかった。ではなぜマッカーサーは翻意したのか。戦争勃発直後における彼自身の思考変化を明瞭に示す資料が見つからない以上、想像の域を出るものではないが、やはり突発的な熱戦の発生と北朝鮮軍の快速進撃こそが、マッカーサーをして方向転換せしめた最大の要因であったことは間違いないであろう。ただしマッカーサーとすれば、後述のとおり、警察予備隊の創設命令は、ワシントンが考えるような日本軍の復活を意味するものではなく、警察軍 (constabulary) のレベルに止まるものであり、またそれ以上にするつもりもなかった。

これに対してダレスは、明らかに日本再軍備の実現を近い将来の目標と定めていた。彼は七月二〇日、ケナンに代わって国務省の政策企画局長となったニッツ (Paul Nitze) へ、日本軍勢力の進展を促す意見書を送った。

その大要は以下のようであった。⁽³¹⁾

第一に、米ソ間に総力戦が起こった場合、ドイツと日本をどちらが取るかが重要性であり、もしソ連が両国を抑えることができれば長期戦となり、ソ連が勝利する機会も生まれてくる。ソ連は現在ドイツと日本という財産を獲得するために積極的な活動を展開しつつあり、朝鮮への攻撃は日本に対するソ連のその種の「活動の開始」と理解すべきである。

第二に、現時点の日本政府による再軍備は、かつて日本の侵略を受けた当事国から激しい反発を招くだけでなく、日本人自身からの反対をも招来するだろう。そこで、①強力な中央警察と沿岸警備隊を再建する、②日本人を国際的な軍事機構へ編入させる、といった二つの解決策を組み合わせる必要がある。

第三に、前者に関しては、今日、日本には十分な警察力（新たに認可された七万五千の増員を含めて二〇万人）が存在するが、極端に分権化されている上に、ピストル以外の装備はなく、訓練も不足しており、敵の緊急な攻撃に対応できない。また沿岸警備隊はわずかな非武装の小型船舶のみである。しかしながら現時点では、極東委員会（FEC）の現行規定によって、「日本警察を準軍事的なものに変えたり、沿岸警備隊を武装化できない」。講和条約が発効してFECの諸決定がその効力を失った時、そのような準軍事能力を伴った警察力を保持、発展させることが可能となり、敵側の日本上陸作戦にも効果的に対応できる小海軍を保有できよう。（私は、北東アジア課がFECの現行政策の範囲内で警察を強化させるための議論を陸軍省と行っていることを承知している。）

第四に、前記の後者に関しては、ソ連の拒否権行使がなければ、国連安全保障理事会において、国連憲章第四三条に従い、日本人を国連軍へと編入させることである。その場合の派遣要員は、日本政府の政治的指示に従うのではなく、国連安保理事会选择んだ司令部の指揮下に入るものとする。

第五に、このような行動は「目立つことなく、漸次的に実行」されねばならない。もし日本を再軍備させる意図を公然と表明すれば、ソ連は直ちに予防的行動を取る恐れがあるからである。このような行動は危険を伴うものの、共産主義陣営と自由主義陣営間の力の均衡上きわめて重要な地域（日独両国）を、防衛できない状態に放置したままにする危険性と比べれば大したことではない。

以上のようにダレスは、東西冷戦体制下では日本・ドイツ両国を自己の陣営に引き寄せることが勝敗の鍵を握るのであり、日本の再軍備化はFECの解消後に本格化させ、それまでは極秘かつ漸進的に行う、また日本人を国連軍下に編成するとの構想を明らかにした。

これを受けたPPSは、同月二六日、「日本の国内治安と安全保障に関する日本の責務の増大」と題する報告をまとめ、日本人の国連軍編入には慎重な姿勢を示しながらも、ダレスの日本再軍備促進論に同意し、国務省と国防省は速やかに、①日本の国内警察力を強化し、②日本人自身が自国防衛に貢献しうるような措置を取るべきことを勧告した。⁽³²⁾

こうして国務省側はダレス、PPS、北東アジア課と相次いで国防省側の日本再軍備論へと接近していった。事実上、国務・国防両省は日本再軍備で一体化したわけである。そこでNSCでは対日政策が検討され、七月三一日、陸軍省からその結果がマッカーサーへ伝えられた。それは以下のような二点であった。⁽³³⁾

A 日本が共産主義勢力によって大きな攻撃を受けた場合、米軍は現行の指令のもとに行動し、順次動員を増加すべきである。一方でアメリカは、中央に統制され、増大かつ装備された日本の警察軍を確立させて、日本が自衛できると同時に、極東米軍の防衛力に対しても貢献できるよう強化すべきである。

B 日本国内で破壊活動や暴動が発生した場合、アメリカは日本の警察隊を全面的に支援できるように占領軍当局へ指令を出し、米軍による直接介入を避けるべきである。

このようにNSCは、日本への直接侵略に対処するためには警察軍を、間接侵略には警察隊を用いるとの便法を提起していたわけである。

ところが八月二日、マッカーサーは陸軍省へ回答を送り、次のように反駁した。⁽³⁴⁾

第一に、共産主義勢力による「日本への大きな攻撃」というA項は理解しがたい。日本にはそのような危機をもたらすものが存在しない。今日日本には……七万五千名から成る警察予備隊が創設されており、この警察軍は、既存の警察の能力をはるかに超えているため、国内でいかなる偶発事態が起こっても十分対処できよう。警察予備隊はその募集、装備、訓練などすべて総司令部と緊密に協力しながら進められつつある。また首相は、現今の警察法のもとで、三万名の国家地方警察と九万五千名の追加された地方自治体警察を直接統制できるように認められている。

第二に、「日本が自国を防衛できる能力、また極東米軍の防衛力に貢献できる能力」を強化するためのアメリカの役割は、あまりにも一般的かつ不明確であり、分析的に論議できない。ここで示唆されている立場の一般的趣旨は、日本を再軍備させ、また日本をアメリカの防衛的軍事同盟へと導くように思われる。もしそれが意図するものならば、それは日本の政治的経済的現状をまったく無視している。現在の日本は完全な非武装化と非軍事化という連合国の政策を最大限に受け入れ、連合国の軍事占領下に置かれている国家である。このような政策の逆転は太平洋諸国の間に大きな反響をもたらすだろうし、ソ連による軍事的介入を正当化させるだろう。さらに再軍備を歓迎しない日本人の間では反動を生じるだろう。そのような提案をすれば、日本人がアメリカの指導から早急かつ完全に離反するだけである。

第三に、Bについては、極東軍総司令官兼連合国最高司令官として、必要とあれば、そのような措置を取る。その種の提案として新しい指令は不適切である。

依然マッカーサーはワシントンの指令に従順な態度を示さず、あくまで警察予備隊は「国内治安対策のための警察軍である」といった自己の見解から一步も外へ踏み出そうとなしなかった。

これに対してジョンソン⁽³⁵⁾ (Earl D. Johnson) 陸軍次官補は、同じ八月二日に陸軍長官宛覚書（主題「日本の防衛力」）で次のように論じた。

日本は現在完全に非武装化されており、F E Cの決定により再軍備を禁止されている。しかし一度朝鮮情勢が回復されれば、ロシア側は日本と朝鮮でわれわれを後退させようとするだろう。マッカーサーは今年の新年の声明で、日本は

外国からの攻撃に対して自己防衛の権利をもつと言明した上、共產主義国側の台頭に対処して七万五千の警察予備隊の創設を命じた。これは軽装備の戦闘部隊であり、海上警備隊も強化されている。ところが本日受理した電報で、マッカーサーは、連合国からの反発や日本人からの不信感をもたすため、「(警察力の強化を) これ以上進ませる意志はない」と指摘している。

われわれが目指すのは、日本防衛のための再軍備をFECに明確化させることである。そのため、まず国務省が(国防省との) 調整の上で草案を用意し、次いでNSCがNSC七三/一文書、すなわち、アメリカは「日本が自国を防衛できる能力、また極東米軍の防衛力に貢献できる能力を強化する」ことを確実にするとの方針と整合させ、そして国務省の同意が得られたのち、マッカーサーがFECに対して「日本の再軍備」を示唆させるよう誘導することを想定している。

このようなシナリオを陸軍長官に提示し、国務・国防両省が今や日本の再軍備を既定化している旨を明らかにした。ところがマッカーサーは、依然として、ワシントン側に譲歩する気配を示さなかった。そのため、ドレスラアメリカ政府の高官や日本の担当官は、警察予備隊の活動を極秘に実施せざるをえなかった。実際の日本軍創設に責任をもつ米軍人は、GHQ民事局別館(CASA)に配置され、民間任務を装った。同司令官シェパード少将と参謀長コワルスキー大佐が日本側へ出す指令は矛盾に満ちており、設置に携わった日本の旧内務官僚達を戸惑わせた。また採用された警察予備隊員の指導を命ぜられた米軍人達への指示は、「滑稽なほどの秘密主義と二枚舌」を表しており、警察予備隊が実質的に日本軍であることを物語っていた。⁽³⁶⁾

以上のとおり、マッカーサーはワシントン側からすれば、朝鮮戦争勃発以前と変わらず、ワシントンを煩わせる厄介な存在であった。したがって彼が解任される一九五一年四月まで、日本再軍備をめぐるワシントンと東京間の冷戦は継続されることになったのである。

- (1) 〈S〉 Memorandum by Mr. Marshall Green, of the Office of Northeast Asian Affairs, Washington, July 29, 1949, pp. 819-825; 〈TS〉 The Acting Political Adviser in Japan (Sebald) to the Secretary of State, Tokyo, August 20, 1949, pp. 830-840, FRUS 1949, Vol. VII.
- (2) Howard to Butterworth, Nov. 4, 1949; 〈TS〉 Recommended Position of Department of State on Reactivation of Japanese Armed Forces, November 7, 1949; 〈TS〉 JB Howard, 11-8-49.
- (3) Howard to Butterworth, Nov. 9, 1949.
- (4) 〈TS〉 Recommended Position of Department of State on Reactivation of Japanese Armed Forces, 11/9/49; 〈TS〉 Position of Department of State on Reactivation of Japanese Armed Forces, November 9, 1949, NND 913302.
- (5) 〈TS〉 Howard to Jessup, Nov. 10, 1949.
- (6) 〈S〉 Howard to Allison, Nov. 14, 1949.
- (7) 〈TS〉 Howard, Main Reasons Given In Support of Reactivation of Japanese Armed Forces, November 10, 1949; 〈TS〉 Howard, Recommended Position of Department of State on Reactivation of Japanese Armed Forces, November 10, 1949; 〈TS〉 Howard to Rusk, Butterworth, Subj: Reactivation of Japanese armed forces, November 10, 1949; 〈S〉 Howard to Allison, November 14, 1949; 〈TS〉 Howard, Position of Department of State on Reactivation of Japanese Armed Forces, November 15, 1949.
- (8) 〈TS〉 Butterworth, Howard to the Secretary, Subj: Reactivation of Japanese Armed Forces, November 15, 1949, NND 867210.
- (9) 宮里政玄「アメリカ合衆国政府と対日講和」(渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、一九八六年刊所収) 一二二―四頁参照。
- (10) 〈TS〉 Omar N. Bradley, Memo. for the Secretary of Defense, Subj: Japanese Peace Treaty, 22 December 1949; 〈TS〉 Louis Johnson to the Secretary of State, 23 December 1949.
- (11) 〈TS〉 NSC 60: Japanese Peace Treaty, December 27, 1949.
- (12) 細谷千博著『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社、一九八四年刊) 六二―四頁参照。

- (13) 同右書六五一六頁参照。
- (14) 〈TS〉 Agreement on Security with respect to Japan, April 19, 1950.
- (15) 前掲宮里論文一二五―六頁、マイケル・ヨシツ著(宮里政玄・草野厚訳)『日本が独立した日』(講談社、一九八四年刊)六〇―一頁参照。
- (16) ハワード・・シヨーンバーガー著(宮崎章訳)『占領 1945〜1952』(時事通信社、一九九四年刊)二九―一頁参照。〈P/C〉J. F. D., Memo of Conversation with President Truman, April 28, 1950.
- (17) 〈TS〉 The Special Assistant to the Under Secretary of the Army (Reid) to the Assistant Secretary of State (Butterworth), 10 May 1950, FRUS Vol. VI, pp. 1194-1196.
- (18) 前掲書『日本が独立した日』六六一八頁参照。
- (19) 〈TS〉 Memo. of Conversation, by the Special Assistant to the Secretary (Howard), April 7, 1950, *ibid.*, pp. 1161-1166.
- (20) 〈TS〉 Agreement on Security with Respect to Japan, June 1, 1950, NND 913302.
- (21) 〈S〉 Memo. by the Consultant to the Secretary (Dulles) to the Secretary of State, June 7, 1950, [Attachment] June 6, 1950, FRUS Vol. VI, pp. 1207-1212. 前掲書『占領 1945〜1952』二九七―八頁参照。
- (22) 〈TS〉 Memo. by the Supreme Commander for Allied Powers (MacArthur): Memo. on the Peace Treaty Problem, 14 June 1950, *ibid.*, pp. 1213-1221.
- (23) 前掲書『日本が独立した日』七四―五頁参照。
- (24) 前掲書『サンフランシスコ講和への道』六八―七〇頁参照。
- (25) 前掲書『日本が独立した日』七五―六頁、前掲書『占領 1945〜1952』三〇二頁参照。
- (26) 前掲書『占領 1945〜1952』三〇三頁参照。
- (27) FRUS Vol. VI, p. 1257の注釈を参照。
- (28) その骨子とは、第一に対日講和条約の予備交渉を開始する、第二に交渉を進める際、次のような「安全保障上の要請」を考慮する、a 朝鮮戦争の軍事情勢が有利に解決するまで未発効とする、c アメリカの容認できる兵力を日本に駐屯させる、f 日本の自衛権否定や自衛権行使のための手段保有の禁止を含めてはならない、g アメリカは日本で

必要な期間、規模の軍隊を保持する権利をもつ、などである。前掲書『サンフランシスコ講和への道』七三―四頁参照。

- (29) 前掲書『占領 1945～1952』三〇三―四頁参照。
- (30) D. MacArthur to S. Yoshida, July 8, 1950.
- (31) <TS> John Foster Dulles to Paul Nitze, July 20, 1950.
- (32) <TS> Assumption by Japan of A Greater Measure of Responsibility for its own Security both Internal and External, July 26, 1950. NND 913302.
- (33) <TS> SAOJA to SCAP Tokyo Japan, War 87569, July 31, 1950, NND 780072.
- (34) <TS> CINCPAC to Dept of the Army, C 59232, August 2, 1950.
- (35) <TS> Earl D. Johnson, Memo for the Secretary of the Army, Subj: Japanese Defensive Forces, August 2, 1950, NND 780072.
- (36) 前掲書『占領 1945～1952』三〇五頁参照。

五、おわりに

以上、アメリカ側の日本再軍備構想をめぐる始動、修正、実施の三段階を明らかにした。要するにこの問題は、まず一九四八年春におけるロイヤル陸軍長官の「限定的」な日本再軍備構想（JCS一三八〇／四八）に端を発し、それをケナン政策企画室長、ドレイパー陸軍次官、フォレストアル国防長官が後押しした結果、アメリカ政府の最高決定機関であるNSCによって、この問題の重要性が認知された（PPS二八、NSC一三／二）。こうして日本の警察は、沿岸警備隊を含めて現有勢力の強化と装備の改善、さらに組織の中央統制化が図られることとなり、その一環として海上保安庁が創設された。これが第一の始動段階である。

次いで翌一九四九年には、マッカーサーが日本の再軍備計画ばかりでなく警察力の拡充方針も拒否するなど激しく抵抗したにもかかわらず、ペンタゴンの中枢部、つまりブラッドレー陸軍参謀総長やウデマイヤー同次長ら JCS、ならびにジョンソン新国防長官側は、対日講和交渉開始以前に日本の軍事的安全保障問題に取り組むことと、憲法改正を検討することを是認した上で、日本の再軍備計画および警察力の拡充方針を積極的に推進しようとした(JCS 一三八〇/五三、NSC 四四)。これに対してアチソン新国防長官以下、ウェッブ国務次官、ラスク国務次官補、バタールウォース極東局長ら国務省首脳は、警察力の強化には概ね同意したものの、日本の再軍備化そのものには慎重な構えを崩さなかった(NSC 一三三/三)。いわば国務省の立場は、マッカーサーと国防省・JCS の中間に位置したのである。こうして国務・国防の両省間には確執が生じ(NSC 四九、四九/一)、これに平和条約問題が絡んだため、再軍備問題はいつそう複雑化していった。これが第二の修正段階である。

以降、両省間の対立は鮮明となり、一九五〇年前半は平行線を辿っていく。国務省は、日本の西側志向の方を再軍備よりも重視する立場から、平和条約には日本軍の復活を認める条項を挿入すべきではないとの方針を取り、さらに憲法改正も不要とした。この背景には、日本再軍備政策は、従来の占領政策や FEC の決定と矛盾すること、オーストラリアや東南アジア諸国が反対すること、国連が十分な役割を果たせない以上、米軍が継続駐留するほかにないと考えていたことがあった。したがって、国務省としては、国内治安用の「警察軍(constabulary)」の保持を認めることを限度としたわけである。これに対してペンタゴン側は、従来と同じく日本の再軍備化の必要性を唱えると同時に、早期講和に反対し、占領状態を継続することで在日米軍基地の特権を長期に確保しようとした(NSC 六〇)。ただしマッカーサーを味方に付けようと努力したが、失敗に終わった。

こうした閉塞状況を打破したのが国務省顧問、次いで対日講和問題の責任者に任命されたダレスであった。彼は六月以降、マッカーサーの協力を得て、早期講和を国防省・JCS 側に認めさせる一方、在日米軍基地の自由

使用を国務省側に認めさせた（NSC六〇／一）。さらにダレスは、朝鮮戦争の勃発前夜に日本再軍備を不可避と認め、日米安全保障条約を対日平和条約から引き離れた上で、「単独講和」による再軍備化の実現を基本方針として固めたのである。ここに国務・国防両省は再軍備実施という点で接合したといえる。奇しくも、そのような折に熱戦が日本の隣国で突発し、さすがのマッカーサーもワシントンが待望する「警察予備隊（National Police Reserve）」の発足を指令せざるをえなかった。以上が第三の実施段階であり、ここにおいてロイヤル以来の日本再軍備構想は、二年余を経てようやく実現するに至ったのである。

ただしマッカーサーとすれば、日本戦後史において彼自身が日本の再軍備化の決定者と見なされることは不本意であろう。なぜなら、「警察予備隊」が「保安隊」を経て一九五四年に陸海空の「自衛隊」へと変貌し、実質的に日本が再軍備化を達成したことはあくまでも結果であり、それはマッカーサーの目的ではなかったからである。彼はロイヤル構想が提示された一九四八年以来、一貫してワシントン側の日本再軍備論に異議を唱え続け、朝鮮戦争勃発後においてさえ、警察軍のレベル以上の治安部隊を編成することに反対した。ただ彼としては、それまで堰き止めていたダムを開門し、警察予備隊という放水を行ったにすぎない。つまり、間接侵略に対処する軽武装の治安部隊の設置を認めただけであり、直接侵略に対処させる軍隊の復活を公認したつもりはまったくなかったのである。

むしろその役割は、共産主義思想を嫌悪し、中ソ両国の脅威を強く意識したダレスによって受け継がれて実行された。ただし彼は一九五一年初頭の再来日の際、彼自身の三二万五千という日本再軍備計画が、吉田首相およびマッカーサーのコンビによって阻止され、結局わずか八万から成る保安隊に値切られる屈辱を味わった。それでも四月にマッカーサーが解任され、翌一九五二年四月に日本が念願の独立を回復すると、アメリカ側は警察予備隊の育成に当たっていた民事局別館（CASA）に代えて、極東軍司令部・対日安全保障顧問部（the Security

Advisory Section-Japan of the Far East Command) を設置する。そしてこれは自衛隊発足時に、「対日軍事援助顧問グループ (the Military Assistance Advisory Group, Japan=MAAGJ)」へと代わる。これら組織は、「隠密かつ速やか」に三自衛隊の組織・装備・訓練の指導、さらに日本政府の防衛計画を背後から監督する重要な役割を果たすのである。⁽¹⁾それはまさにダレスがアイゼンハワー政権下の国務長官として、反共ドクトリンを推進した時期と合致していた。その意味で、ダレスこそ日本の再軍備を実現した人物といえるであろう。

(1) A Short History of Security Assistance in Japan by Laymond Aka.

〔付記〕 本稿は国際交流基金フェローとして一九九六―一九九七年における米国研修中の研究成果であり、また文部省科学研究費(平成八年度・九年度)一般研究(B)主題「過渡期としての一九五〇年代」の研究成果の一部である。